

富山市電業協会
会長 草野 繁 様

富山市長 森 雅 志
(公印省略)

入札・契約制度の改正について（お知らせ）

入札・契約制度について、公正な競争の促進や適正な施工の確保等を図るため、低入札価格調査における調査基準価格及び建設コンサルタント業務等における最低制限価格を令和元年 8 月から次のとおり改正しますので、お知らせします。

記

1 低入札価格調査における調査基準価格の見直し

(1) 調査基準価格の見直し

改正前	改正後
予定価格の7/10から9/10 の範囲内 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 合計＝調査基準価格	予定価格の7.5/10から9.2/10 の範囲内 直接工事費×0.97 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.90 一般管理費×0.55 合計＝調査基準価格
合計が、予定価格の7/10に満たない場合は7/10の額を、9/10を超える場合は9/10の額を調査基準価格とする。	合計が、予定価格の7.5/10に満たない場合は7.5/10の額を、9.2/10を超える場合は9.2/10の額を調査基準価格とする。

※失格基準（絶対的基準価格）については、変更ありません。

(2) 適用日

令和元年 8 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する工事の入札から適用します。

2 建設コンサルタント業務等における最低制限価格の見直し

(1) 最低制限価格の見直し

(地質調査業務)

改正前	改正後
直接調査費×0.85	直接調査費×0.85
間接調査費×0.85	間接調査費×0.85
解析等調査業務費×0.80	解析等調査業務費×0.80
諸経費 ×0.45	諸経費 ×0.48
<hr/> 合計＝最低制限価格	<hr/> 合計＝最低制限価格

※測量業務・土木関係建設コンサルタント業務・補償コンサルタント業務・建築関係建設コンサルタント業務については、変更ありません。

(2) 適用日

令和元年8月1日以降に入札公告又は指名通知する業務の入札から適用します。

(担当) 富山市 財務部 契約課
工事契約係 TEL 076-443-2025